

西宮市第三セクター等への関与に関する条例制定の件

上記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び西宮市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成23年12月14日提出

提出者	西宮市議会議員	田中正剛
	〃	今村岳司
	〃	岩下 彰
	〃	上向井賢二
	〃	大石伸雄
	〃	大川原成彦
	〃	大原 智
	〃	かみたに 幸彦
	〃	川村よしと
	〃	岸 利之
	〃	木村嘉三郎
	〃	草加智清
	〃	坂上 明
	〃	篠原正寛
	〃	澁谷祐介
	〃	竹尾ともえ
	〃	田中良平
	〃	谷本 豊
	〃	中尾孝夫
	〃	中川 經夫

〃 花岡 ゆたか
〃 町田 博喜
〃 松山 かつのり
〃 八木 米太郎
〃 やの 正史
〃 山口 英治
〃 山田 ますと
〃 吉岡 政和
〃 和田 とよじ

西宮市第三セクター等への関与に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、第三セクター等への市の関与に関する事項を定めることにより、第三セクター等の経営状況や事務の透明性を高めて、健全な経営の促進に寄与することで、第三セクター等を通じて実現しようとする行政目的の効果的かつ効率的な達成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「第三セクター等」とは、市が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）を出資している法人のうち、次に掲げるものをいう。

(1) 一般社団法人、一般財団法人及び株式会社のうち、次に掲げるもの

ア 市の資本金等への出資比率が2分の1以上の法人

イ 市の資本金等への出資比率が4分の1以上2分の1未満の法人のうち、市以外の者の出資比率に比して市の出資比率が最も高く、かつ、市がその運営に密接な関係を有するもの

(2) 土地開発公社

2 この条例において「公的支援」とは、市が第三セクター等に対して行う支援のうち、次に掲げるものをいう。

(1) 資本金等を出資すること。

(2) 資金を貸し付けること。

(3) 補助金（経営改善を目的とするものに限る。）を交付すること。

(4) 貸付金の返済を猶予し、返済計画を変更すること。

(5) 適正な対価なく財産を新たに貸し付け、又は譲渡すること。

(6) 損失補償契約その他これに準ずる契約を締結すること。

(自主的運営等への配慮)

第3条 市長は、この条例の運用に当たっては、第三セクター等の自律的な運営及び市以

外の出資者の利益を損なわないように十分配慮するものとする。

(資料の提出)

第4条 市長は、次に掲げる事項について、第三セクター等（第2条第1項第2号の土地開発公社を除く。）に対し、資料の提出を求めなければならない。

- (1) 年度別事業計画
- (2) 年度別決算報告
- (3) 四半期ごとの経営情報（第三セクター等が株式会社である場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める事項

(経営の健全性等の評価等)

第5条 市長は、毎年度、第三セクター等の決算終了後、次に掲げる事項を点検し、評価するものとする。

- (1) 第三セクター等の経営の健全性
- (2) 第三セクター等が行う事業による公益目的の達成度
- (3) 公的支援の妥当性（公的支援を行っている場合に限る。）

2 市長は、前項各号に掲げる事項について、点検し、評価したときは、速やかに議会に報告しなければならない。

(公的支援の協議等)

第6条 市長は、第三セクター等から公的支援の要請を受けたときは、当該第三セクター等に対し報告及び資料の提出を求め、当該第三セクター等と公的支援の必要性及びその内容を協議するものとする。

2 市長は、前項の規定による協議を行ったときは、議会に報告するものとする。

(議会の議決等)

第7条 市長は、第2条第2項第1号から第3号までに掲げる公的支援を行おうとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

2 市長は、公的支援（前項の公的支援を除く。）を行おうとするときは、あらかじめ議会に報告しなければならない。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成24年3月31日から施行する。
- 2 第4条（第2号に係る資料の提出に限る。）及び第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に事業年度が終了する第三セクター等の当該事業年度に係るものから、第4条（第1号及び第3号に係る資料の提出に限る。）の規定は、施行日以後に事業年度が開始する第三セクター等の当該事業年度に係るものから適用する。

（参考）

○提案理由

第三セクター等の運営等への市の関与を規定し、議会の関与によって透明性を高め、第三セクター等の自立と経営の健全性を確保するため